

正 誤

埼玉県告示第三百五十二号（平成二十七年三月三十一日第二千六百八十三号）中
訂正

ページ 行

一 前から九

誤

平成二十年五月三十日から平成二十九年三月三十一日

正

平成二十年十二月十二日から平成三十二年三月三十一日まで